

【補足資料作成の背景】地方創生 S D G s の達成へ向けた自治体や国の動き

1. 自治体の動き

地方創生 S D G s の達成へ向け、独自に登録や認証を行うなどの見える化の仕組みに積極的に取り組んでいる自治体が出てきている。参考に、こうした取組の類型¹を以下に示す。なお、実際の自治体等による運用においては両類型を兼ねた事例もあり得る。

1.1 企業等を見える化のための登録などを行う

1) 目的

自治体が S D G s 推進に係るパートナー等として、企業等を募って自治体 H P 等で見える化するなどにより普及啓発を行い、裾野の拡大を図る。

2) 仕組み

企業等が自治体へ申し込み、自治体が地方創生に資する S D G s の達成へ向けて取り組んでいる状況や、取り組む意欲があるかなどを確認し H P 等で公表をする。

1.2 企業等を審査し認証などを行う

1) 目的

地域において新たに S D G s に取り組む企業等や既に取り組んでいる企業等を登録や認証などすることで、 S D G s 達成へ向けた取組の支援を行う。

2) 仕組み

S D G s の目標や目標達成へ向けた取組、進捗測定方法、 S D G s の観点での基本的な事項などを企業等が自治体等へ申請し、自治体等が審査し登録や認証などを行うことで、企業等の支援等につなげる。

2. 国の動き

平成 31 年 3 月 25 日付で、地方創生 S D G s ・ E S G 金融調査・研究会より、「地方創生に向けた S D G s 金融の推進のための基本的な考え方²」が示された。この報告書の中では、地域の多様なステークホルダーが連携して、地域課題の解決をすることで、キャッシュフローを生み出し、得られた収益を地域に再投資する「自律的好循環」を形成することが求められている。

今年度設置された地方創生 S D G s 金融調査・研究会では、地方創生 S D G s 金融の官民連携のパートナーシップによる自律的好循環形成に向け、登録・認証制度の展開や、様々なステークホルダーによる事業の取組に対する評価手法等の構築などの枠組みについて具体化が本格的に進められているところである。

また、令和元年 11 月 11 日より持続可能な開発目標（ S D G s ）実施指針（改訂版）骨子³についての意見募集が実施されており、主なステークホルダーの役割の中で、自治体において「『地方創生 S D G s 金融』を通じた自律的好循環を形成するために、地域事業者等を対象にした登録・認証制度の構築等を目指すことが期待される。」と記されている。

¹ 地方創生 SDGs 金融の官民連携のパートナーシップによる自律的好循環形成に向けて（3. など参照）
(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs_kinyu2.html)

² 地方創生に向けた S D G s 金融の推進のための基本的な考え方
(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs_kinyu_basic_way_of_thinking.pdf)

³ S D G s 実施指針（改訂版）（骨子）（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000194294>）